

令和2年第3回 飯塚市議会会議録第4号

令和2年6月18日（木曜日） 午前10時00分開議

○議事日程

日程第7日 6月18日（木曜日）

第1 一般質問

○会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（上野伸五）

これより本会議を開きます。昨日に引き続き、一般質問を行います。9番 永末雄大議員に発言を許します。9番 永末雄大議員。

○9番（永末雄大）

通告に従いまして、質問のほうをさせていただきます。今回は、「新型コロナウイルス感染症への対策について」ということで、1つ目、市内商工業者の現状と対策につきまして、2つ目は、検査体制と感染者対応につきまして、3つ目は、テレワーク環境の充実による移住支援につきまして、その3点を主なものとして聞かせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、1つ目の市内商工業者の現状と対策についてでございます。連日、新型コロナウイルス感染症による社会経済への影響が報道されておりますが、先日、東京商工リサーチが公表したアンケート結果によりますと、売り上げが前年同月比でマイナスだった企業は、2月が67.7%、3月が74.9%、4月が83.7%となっているようで、企業活動への影響という点につきましては、98.4%の企業が既に影響が出ている、もしくは今後影響が出る可能性があるというふうになっておりました。このように全国で企業活動に多大な影響が生じているわけですが、本市の商工業者にも同様に大きな影響が生じているというふうに聞き及んでおります。

まず、その現状につきまして、どういった影響が出ているのかお尋ねします。また、影響の多い業種も、わかる範囲で構いませんのでお願いいたします。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（長谷川司）

市内の事業主の現状につきましては、平成28年度の経済センサスによれば、5317事業所のうち、その主なものとして、卸売業・小売業が1504社、宿泊業・飲食サービス業が699社、生活関連サービス業・娯楽業が581社あります。また、本年の4月に市内の事業主に対し、商工会議所・商工会を通じてアンケート調査を実施した結果、新型コロナウイルス感染症の影響が生じていると回答された企業が81%、生じるおそれがあると回答された企業が17%で全体の98%となっております。加えまして、経済対策室において受け付けを行ったセーフティーネット件数1200件の中では、その主なものとして、サービス業が約250件、20.8%、飲食業が約220件、18.3%、小売業が約210件、17.5%となっております。

これらの業種に影響が大きかったものと考えております。

○議長（上野伸五）

9番 永末雄大議員。

○9番（永末雄大）

割合としましては、98%の事業主に影響が出ているという答弁でございましたが、これは先ほどの全国的な東京商工リサーチのアンケート結果とほぼ同じ状況でございまして、本市におきましても、やはり大変に憂慮すべき状況が生じておるものだというふうに考えます。

では次に、売り上げの減少率についてお聞きします。本市では、庁舎2階に経済対策室を新たに設置されましたが、新型コロナウイルス感染症にかかわる相談件数や、申請等の状況について、答弁をお願いします。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（長谷川司）

本市では、5月1日より経済対策室を設置しております。経済対策室の5月末現在の来訪及び電話での相談件数につきましては、約4200件となっております。また、新型コロナウイルス感染症に関する全体の申請件数は約2100件でございます。その内訳として、セーフティーネット等の申請件数が約1200件、54.5%で半数以上。政策金融公庫などの申し込み件数が約900件、45.5%となっております。セーフティーネットの内訳といたしまして、減少率20%以上の4号が約1千件、83%、減少率15%以上の危機関連が約160件、14%、減少率5%以上の5号が約40件、3%となっております。

○議長（上野伸五）

9番 永末雄大議員。

○9番（永末雄大）

今、20%以上減少している事業主が83%ということでしたが、その影響の深さという点におきましても、やはり深刻な状況になっているのだなというのがわかりました。また、先ほど答弁にもありましたけれども、特に業種としては、サービス業、飲食業それと小売業などへの影響が特に大きく、そういった方々は、やはり売り上げがいつ戻ってくるのかという大きな不安を抱えながら、国・県・市の支援制度を活用して、何とか今をしのいでいるというのが、大体の状況ではなかろうかというふうに想像いたしております。先日、多くの同僚議員から質問もあっておりましたが、再度確認でお聞きいたしますが、そのような状況に対しまして、市として、今後どのような経済対策を講じていくお考えでしょうか。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（長谷川司）

本市といたしましては、今後も事業の継続と雇用の維持を図っていただけるよう、事業継続応援貸付事業の周知を行い、さらなる活用をしていただけるよう努めてまいりたいと考えております。また、事業の継続、雇用の維持に努めておられる事業主の方を応援する視点から、新型コロナウイルス感染症の状況を視野に入れ、必要に応じて応援貸付事業など、市独自事業の延長なども検討してまいりたいと考えております。

○議長（上野伸五）

9番 永末雄大議員。

○9番（永末雄大）

先日、国会のほうでも、第2次の補正予算のほうが成立しまして、また新たな対策のほうも、国としても、さまざま行っていくということですので、ぜひ経済対策室等をしっかりと活用して、情報の提供という分につきましても継続して行っていただきたいと思っております。また先日、同僚議

員の質問に対して市長からの答弁として、科学的見地のもとに、やはり正しく恐れることが必要だというふうな趣旨の答弁があっておりましたが、私もこれについては賛同いたしております。まずもって、私たちの生活するこの現代社会におきまして、人と人との接触をもうゼロにするというのは、ほぼ不可能ではなかろうかというふうに思います。感染爆発を防ぐという目的のもと、一時的に一定の割合、人と人の接触を減らすという全国的な行動をとりましたが、情報が不足していた状況などを鑑みますと、そのときは必要だったというふうに考えますが、緊急事態宣言が解除された今となりますと、これから先も単純にそういった行動を繰り返せばそれでよいというふうには、私は考えておりません。経済活動か感染抑制かのどちらかを選ぶという二者択一の話ではなくて、それらのバランスを保っていくことが重要になってくるというふうに思います。すなわち感染の拡大を抑えながら、経済をしっかりと回していくというニューノーマルを構築していくということが重要だというふうに考えます。先ほど追加の経済対策について聞きましたが、私が考えます最大の経済対策とは、やはり経済活動と感染抑制のバランスのとれたニューノーマルを早急に構築することだというふうに考えます。ぜひ今後の飯塚市の経済対策を考える際に、そのような考え方も参考にして議論していただきたいと思いますので、どうぞよろしく申し上げます。

それでは、次の検査体制と感染者対応につきまして質問させていただきます。まず福岡県が実施する検査体制についてでございますが、1月28日に国内で初めて新型コロナウイルスの日本人感染者が確認されて以来、政府はクラスターの発生を抑えることで、爆発的な感染拡大を防止するという方針のもとで対策を講じられてきたため、PCR検査につきましては、必要に応じた実施状況になっていたというふうに認識しております。そのため日本は諸外国と比較しまして、PCR検査の実施数が少なく、実際に検査を受けたくてもなかなか受けられないというふうな状況も生じていたというふうに思うのですが、では、今まで実際に福岡県が行ってきた検査につきまして、どういった流れで、どのくらいの検査が行われているのか、答弁をお願いします。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

福岡県が実施しておりますPCR検査の流れといたしましては、まず初めに体調の悪い方が保健所に電話で相談を行います。保健所ではなく、かかりつけ医に最初に相談された場合は、その医師が検査が必要と判断した場合は保健所に連絡することになります。次に、保健所でも検査が必要と判断した場合には、専門の外来を紹介し、専門外来で検体の採取が行われます。その検体はPCR検査機関に送られ、そこで陽性または陰性の判定が行われるという流れになっております。

次に、福岡県におけるPCR検査の実施状況となりますが、1日当たりの検査件数の最大は4月8日でございますが612件となっております。6月16日現在、累計では1万5144件の検査が行われております。

○議長（上野伸五）

9番 永末雄大議員。

○9番（永末雄大）

福岡県の検査状況につきましてはわかりました。

次に、飯塚医師会が実施する検査体制についてでございますが、5月18日に飯塚医師会が地域外来・検査センターを開設したというふうに報道がなされましたが、この地域外来・検査センターが開設されたことで、先ほど答弁いただきました従来の検査の流れというのはどのように変わるのか。また、設立されたことにより、飯塚市民にとってどのような効果が期待できるのかなど、ご答弁いただけますか。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

地域外来・検査センターでの検査の流れは、かかりつけ医がPCR検査を必要と判断した患者に地域外来・検査センターを紹介し、当該検査センターで検体採取を行い、民間のPCR検査機関で検査が行われます。先ほど申し上げました従来の検査の流れと比較して、保健所及び専門外来の部分省略できるため、迅速に検査が行われることになっております。

次に、設置の効果といたしましては大きく2点が挙げられます。1つは先ほども答弁しましたように、検査が迅速化することで、感染者の早期発見、早期治療につながります。もう一つは、地域の病院や診療所等で院内感染の発生を低減させ、地域医療の継続的維持に貢献することが期待できます。いずれの点も、市民の命や健康を守ることにつながると考えております。なお、飯塚医師会地域・外来検査センターが1日に行える検体採取は、現在、1日2時間の開設で12件までとなっております。今後、受診者の動向を踏まえ、開設日時は見直していくとのございます。6月16日現在で、これまでに83件、1日平均3.8件となっております。このように今まで以上に検査を必要とする市民の要望に応えられる体制が構築されていると考えております。

○議長（上野伸五）

9番 永末雄大議員。

○9番（永末雄大）

具体的に検査センターというのがどこにあるのかというのが公表されておりましたが、やはり近くにこういったしっかりと感染のおそれのある状況が生じたときに、しっかりと対応していただける検査センターがあるというのは、市民の方にとっては安心な材料ではなかろうかと思えます。

次に、感染者への対応についてでございますが、現時点では市民ニーズにしっかりと対応できるPCR検査体制というのが構築されているということがわかりましたが、次にその検査の結果、陽性と判明した感染者の方にはどのような対応を行っているのか、答弁をお願いします。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

新型コロナウイルス感染症の感染者への対応は保健所が行っておりますが、重症の感染者の場合は指定された病院に入院することになっております。また、軽症者や無症状者の場合は、県内の発生状況等を勘案した中で診断した医師と保健所が協議して、県が療養施設として確保しているホテルまたは自宅で療養していただくこととなります。療養のため確保されているホテルは、福岡市、北九州市、久留米市内にある3カ所のホテルで、部屋数としては826室となっております。飯塚市といたしましては、いまだ解明されていない点も多い新型コロナウイルス感染症に対する適正な情報を市民の皆様にお知らせして、感染者に対する偏見などをなくすとともに、今後とも感染予防に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（上野伸五）

9番 永末雄大議員。

○9番（永末雄大）

仮に感染がわかった場合でも、しっかりと対応できるホテルというのが826室確保されておること、こういった部分も、ぜひ県の所管ではありますが、身近な情報の発信としまして飯塚市としましても、なかなかまだ完全にわからない部分もあるかと思いますが、わかる範囲でしっかりと皆様に情報提供というのを行っていただきたいというふうに思います。また先ほど、経済活動を十分に行いながら、感染拡大を抑制するというニューノーマルを構築することが今後求められるというふうに主張いたしました、その構築に欠かせないのが、今お聞きしました迅

速な検査体制と充実した感染者対応だというふうに考えます。経済活動が戻れば戻るほど、やはり感染する接触の機会がふえますので、感染する機会というのも同時にふえていくというふうに想定されますので、検査体制と感染者対応というのは、このニューノーマルの構築に欠かせないものとしてシステムに組み込まれていく必要があるというふうに考えますので、今後とも飯塚市としまして、しっかりと運営のサポートと各種実施主体との情報共有を図っていただくことを要望いたします。よろしく申し上げます。

それでは3つ目、テレワーク環境の充実による移住支援につきまして質問をさせていただきます。新型コロナウイルス感染症の影響で、テレワークという言葉が毎日のように聞くようになりました。今まで導入に二の足を踏んでいた企業も、出勤時や勤務中の3密対応が必須となり、場所の制約から解放されるテレワークという働き方が、多くの企業に急速に導入されております。そしてこの流れというのは、どうやら一過性のもので終わるものではなく、それこそ働き方のニューノーマルとして、今後しっかりと定着していくのではなかろうかというふうに私は予想しております。私は、このテレワーク導入という働き方改革に、地方への大きな可能性というのを感じております。今まで地方の人材が都市に流れる最大の理由としまして、働く場所の都市への集中という点があったかと思えます。実際に、本市でも大学生は多いが、いざ就職すると残らないという現実があることは皆様も周知のことと思えます。長年、地方がずっと抱えてきた最大の課題というのは、テレワークという場所を選ばない働き方が出てきたことで解決される兆しが見えているわけですので、本市としまして、このICTを活用したテレワークの強力な推進を、この機に行っていくべきではなかろうかというふうに考えますが、今の状況や今後の方針について、まずご答弁いただけますか。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（長谷川司）

本市におきましては、新型コロナウイルス感染症対策が行われる以前からサテライトオフィスの開設を図るための企業誘致を推進しており、リモートによる新しい働き方ができる企業を中心に、現在までに8社のIT企業の誘致を実施しております。また、インターネット環境の充実したインキュベーション施設が市内に3カ所ございますが、その入居状況につきましては、トライバレーセンターが19部屋中17部屋、福岡ソフトウェアセンターが17部屋中15部屋、飯塚研究開発センターが37部屋中27部屋の入居となっております。テレワークの環境整備につきましては、あいタウン2階にあります「つなぐカフェ@飯塚」にそのような環境が整っておりますが、5月の補正予算でコロナウイルス感染症対策事業として計上いたしておりますIT導入等応援補助事業などを活用しながら、市内の事業者を応援するとともに、都市圏IT企業サテライトオフィスの誘致を図ってまいりたいと考えております。

○議長（上野伸五）

9番 永末雄大議員。

○9番（永末雄大）

あいタウン2階の「つなぐカフェ@飯塚」にそのような環境が整っているということで、またそういった応援補助事業などを活用しながらやっていくというふうな答弁でございますが、私としましては、ぜひもっと飯塚市全体として独自策を打ち出して、強力で推進していくという意気込みを持っていただきたいと思えます。私は単に、仕事のやり方を効率化しましょうということを提案しているわけではなく、仕事の関係で大都市圏へ出ていった、または出ていかざるを得なかった人々を地方に呼び戻す、要するに移住・定住政策の一環として、テレワークを有効に活用できないかという提案を行っております。飯塚市独自色を打ち出し、全国の企業にアピールするという意味では、テレワーク、在宅勤務、家で仕事をするという部分を独自に手を加えまして、飯塚市がある程度、テレワーク環境を整えて提供するという方法もありだと思えます。実際に本

格的にテレワークを導入するとなると、それなりの設備投資が必要となります。例えば、常時接続できるネット通信インフラやしっかりとしたセキュリティー機能のあるパソコン機器、長時間の業務に耐えるデスクでありますとか椅子ですね。あとテレビ会議機能や、ある程度隔離された空間などが最低限やはり必要じゃなかろうかというふうに考えます。先ほどの答弁にありました既存のインキュベーション施設などに、そういった機能が備わっているということなので、そういった施設を少し改装して利用するということを提言しようというふうに考えておりましたが、答弁によりますと、思っていた以上に稼働率が高かったのも、なかなかそれは難しい状況なのかなというふうにも感じました。しかし、そうであるならば、例えばインキュベーション施設にこだわらずに、公共施設の統廃合によって生じた余剰スペースにコワーキングスペースを整備するなどの取り組みがあってもいいのではなかろうかというふうに考えますが、そういった検討をなされないかどうか、答弁をお願いします。

○議長（上野伸五）

行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

ご指摘のとおり、コロナ禍で人々の働き方が見直され、新型コロナウイルスの感染拡大をきっかけに地方での就職や移住を検討する人がふえているという報道もあっております。質問議員がご提案されておりますように、テレワークを初めとする新しい働き方の推進は、地域の活性化を生み出し、地方創生を加速する一つの機会になるであろうというふうに私どもも考えております。一方、コロナによって移動制限や自粛が求められ、改めて地域の魅力、暮らしやすさを見直す機会にもなったように考えております。現時点では、先ほど経済部長が答弁いたしましたとおり、サテライトオフィスの誘致、またインキュベーション施設の確保、テレワークの環境を整えた「つなぐカフェ@いづか」の活用、IT導入等応援補助事業など、さまざまな取り組みを行っておりますが、新たな働く場の確保や新しい働き方の推進についての検討にまでは至っておりません。議員もご指摘いただいておりますように、第2次まち・ひと・しごと創生総合戦略における移住促進の推進に向けて、このコロナ禍による人々の働き方の変化などを的確に把握しつつ、コロナの後の新しい生活様式、先ほどニューノーマルとおっしゃられましたが、そのようなことを生かしましたまちづくりのため、既存事業の枠に捉われず、新しい事業についても検討しながら、地方への人の流れを創出する取り組みを検討していきたいというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

9番 永末雄大議員。

○9番（永末雄大）

ありがとうございます。それでは最後、要望で終わらせていただきます。いろいろ検討していくというふうに答弁いただきましたので、その取り組みを今後ちょっと見させていただこうと思っておりますが、テレワークによる場所を選ばない働き方改革は、もう革命だと思うんですけど、これだけでも地方への大きな追い風でございますが、さらに地方への大きな後押しとなるであろうデータがありましたので、ちょっとそれを紹介して、最後終わりたいと思います。御存じかもしれませんが、本年5月15日に内閣官房から示されました「移住等の増加に向けた広報戦略の立案・実施のための調査事業報告書」というのがございます。それには東京圏在住者の20歳から59歳の49.8%が地方暮らしに関心を持っている。また地方圏出身者に限れば、6割強が関心を持っている。また若者のほうが、より地方暮らしへの関心が高い。また地方暮らしを意識したのは、東京圏出身者は旅行、地方圏出身者は将来のライフプランの構築。また、発信して欲しい情報は仕事・住まいに関するということなどが調査により明確になっております。ぜひ、170ページを超えるような資料になっていたかと思うんですけど、よろしければ目を通していただきたいと思います。皮肉なことではありますけど、コロナ禍の影響によりまして、価値観が変わりつつあるというふうに感じております。密集した都市ではなく、余裕のある暮ら

しのできる地方に大きな価値が生まれつつあると感じます。ただし、それは何もせずに生じるものではなく、しっかりとした戦略のもとに、具体的な行動とった地方にこそ生まれる価値だというふうに考えます。私は一般質問などで、これまで何度も繰り返し述べてきましたが、飯塚市でのライフスタイル、すなわち飯塚に住むとこんな生活ができるんだよということを、しっかりと対象を絞り込んで、戦略的に情報提供を行っていただければというふうに再度要望いたしまして、今回の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（上野伸五）

暫時休憩いたします。

午前10時28分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（上野伸五）

本会議を再開いたします。3番 光根正宣議員に発言を許します。3番 光根正宣議員。

○3番（光根正宣）

公明党の光根でございます。通告に従いまして一般質問させていただきます。今回は市営住宅についてお聞きしたいと思いますけれども、公営住宅等長寿命化計画についてお尋ねいたします。まず、公営住宅の管理戸数と入居率はどのようになっておりますでしょうか。

○議長（上野伸五）

都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

令和2年5月31日現在で、市営住宅団地は67団地で、管理戸数は4371戸でございます。入居戸数は3196戸、空き家は1175戸で、管理戸数に対する入居率は73.12%となっております。

○議長（上野伸五）

3番 光根正宣議員。

○3番（光根正宣）

公営住宅等長寿命化計画には整備目標戸数が掲げられておりますが、この目標達成のためにどのような取り組みをなさっておりますでしょうか。

○議長（上野伸五）

都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

飯塚市公営住宅等長寿命化計画では、平成30年度に見直しを行い、令和7年度までの整備目標戸数を3800戸とする目標を掲げております。本計画を実施するため、解体、払い下げ、移転を柱とした市営住宅管理計画推進事業を実施しております。解体につきましては、棟の全てが空き家となり、耐用年数が超過し、公募停止している住宅について計画的に実施しております。平成30年度は16戸、令和元年度は17戸を解体しており、本年度につきましても14戸を解体する予定となっております。払い下げにつきましては、平成30年度21戸、令和元年度13戸を完了しており、今年度も対象者に対しまして、再度、払い下げの意向調査を実施しております。移転につきましては、現在のところ実績はございません。

○議長（上野伸五）

3番 光根正宣議員。

○3番（光根正宣）

この計画の実施につきましては、さまざまな事業手法があると思われませんが、この事業手法の

判定結果はどのようになっておりますか。

○議長（上野伸五）

都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

国の公営住宅等長寿命化計画策定指針に基づき平成29年度において、計画期間内における事業手法の選定を実施いたしました。その判定結果につきましては、維持管理する団地が9団地、改善が21団地、非現地建てかえが16団地、優先的な建てかえが19団地、用途廃止が4団地となっております。このうち小峠住宅を既に用途廃止としており、長楽寺団地は建てかえが完了しております。

○議長（上野伸五）

3番 光根正宣議員。

○3番（光根正宣）

答弁によりますと、今後も維持管理する団地が9団地、改善が21団地、合計で30団地ですが、次に非現地建てかえが16団地、優先的な建てかえが19団地、建てかえの方針が合計35団地、用途廃止が4団地ということですが、この方向性として非現地建てかえ、また優先的な建てかえ、合計35団地においては、当然、耐用年数を超過し老朽化した団地であると思います。現在、該当する団地に入居されている方々にとっては、自分の団地がいつどうなるか、また、防犯、防災上においても不安を持たれている方も多いかと思っております。個別にしっかり方向性をお伝えし、また政策的な住みかえの提案等を積極的に行い、不安を解消していただきたいと思っております。

次に、新型コロナの影響によりまして、失業等で困窮となった方への市営住宅の提供などや支援策はどのようになっておりますか。

○議長（上野伸五）

都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

現在、新型コロナの影響による離職等により、住宅から退去を余儀なくされ、緊急に住居が必要な方についての相談等はございませんが、相談がありましたら、行政財産の目的外使用と同様の取り扱いを行う予定でございます。なお、福岡県や近隣では、嘉麻市、宮若市、桂川町などでも本市と同様に公営住宅の一時提供が可能となっております。また、市営住宅入居者の方で新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方につきましては、住宅使用料の減免により対応しております。令和2年6月5日現在で相談件数が26件、減免対応した方が2件ございます。今回減免とならなかった方の中にも、収入減少が継続した場合、減免の対象となる方が21件ございます。

○議長（上野伸五）

3番 光根正宣議員。

○3番（光根正宣）

県及び市としても、これに対応していただけるということでございます。今後とも状況が変わってくる、これからふえることも予想されますので、ぜひともよろしくお願い申し上げます。

次に、住宅使用料等についてお尋ねいたします。近年の収納率の推移について教えてください。

○議長（上野伸五）

都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

平成28年度から平成30年度の過去3年間の市営住宅使用料の収納率の推移につきましては、平成28年度は96.61%、平成29年度は96.05%、平成30年度は95.02%となっております。

○議長（上野伸五）

3番 光根正宣議員。

○3番（光根正宣）

答弁によりますと、年々収納率が下がっているようでございますが、滞納者に対してはどのような措置を行っておりますか。

○議長（上野伸五）

都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

現年度分につきましては、各納期限後、翌月の20日までに督促状を送付、1カ月から3カ月の滞納者に催告書を送付し、4カ月分以上の滞納者には最終催告書を送付して納付を催促するとともに、納付相談に来ていただくよう指導しております。また、催告書を送付しているにもかかわらず連絡がとれない者や、納付の約束をしても不履行が続くような者に対しては、連帯保証人への通知を行い、連帯保証人からも本人に催促していただくようにしております。催促等によっても依然として連絡がとれない納付の約束不履行等が続くような場合に法的措置を行います。この法的措置につきましては、本年4月1日より施行しております飯塚市市営住宅使用料滞納整理要綱に基づき、滞納月数が24月以上、または滞納額が30万円以上の者を対象者として明け渡しの訴訟を行うこととなります。最終的に明け渡しの判決が確定し、その後、裁判所に対し強制執行の申し立てを行い、明け渡しへと進めております。最終的に強制執行を行うまでの間に、相手方からの和解の意思が確認できれば和解を行っております。なお、この対象者につきましては、令和2年度につきましては、60月以上100万円以上の滞納者を対象とすることとしております。

○議長（上野伸五）

3番 光根正宣議員。

○3番（光根正宣）

この措置を行った者に関する状況について教えてください。

○議長（上野伸五）

都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

令和元年度に法的措置を行った件数につきましては、和解したものが5件、訴訟となったものが5件、支払い督促申し立てしたものが1件でございます。訴訟、支払い督促申し立てしたもののうち、和解に至ったものが5件でございます。また、以前の和解が不履行となったことなどにより強制執行を行ったものが5件でございます。

○議長（上野伸五）

3番 光根正宣議員。

○3番（光根正宣）

民法改正によりまして連帯保証人が必要でなくなりました。このことによる影響はありますか。

○議長（上野伸五）

都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

御存じのとおり民法改正に伴い本年4月1日より飯塚市市営住宅条例を改正しております。連帯保証人が必要なくなったことにより、今まで市営住宅に入居する際に連帯保証人が見つからず入居できなかった方が入居できるようになり、入居の手続においても事務の簡素化となっております。なお、単身での入居者につきましては、緊急時に連絡がとれるよう身元引受人を任意で設定いただくようにしております。

○議長（上野伸五）

3番 光根正宣議員。

○3番（光根正宣）

では、本年4月以前、改正前に既に連帯保証人等になっている方については、そのまま連帯保証人としての責務は生じることになりますのでしょうか。

○議長（上野伸五）

都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

条例改正前に連帯保証人になられている保証人の方につきましては、法が改正されてもそのまま連帯保証人となっております。

○議長（上野伸五）

3番 光根正宣議員。

○3番（光根正宣）

先ほど滞納者への措置をお聞きいたしました。法的措置を行う前にどうにかできなかったのかなと思います。議会に上がってくる市営住宅に関する訴えの提起や和解の申し立てには、3年以上や100万円を超える滞納があったりいたします。本来、公営住宅は住まいのセーフティネットとしての住宅であると認識しております。そのような状況の中、幾ら法的措置をとって、また和解し、分納することになったとしても、完済するまでにどれぐらいかかるのでしょうか。住宅使用料の収納率も年々低くなってきております。また、これから連帯保証人制度もなくなりましたので、行政にはより一層滞納解消を促す努力が必要と思われまますので、よろしくお願いたします。それでは市営団地内の駐車場についてお尋ねいたします。駐車場の管理区画数はどれぐらいありますか。

○議長（上野伸五）

都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

令和2年5月31日現在、769区画でございます。

○議長（上野伸五）

3番 光根正宣議員。

○3番（光根正宣）

では、その駐車場の契約率はどれぐらいありますか。

○議長（上野伸五）

都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

契約しております区画は599区画であり、未使用の区画につきましては170区画で、使用率としましては77.9%でございます。1住居で契約できる台数は原則1台ですが、居住している住宅の駐車場の使用状況やその世帯の人数等により、複数台の契約をしている入居者もおられます。

○議長（上野伸五）

3番 光根正宣議員。

○3番（光根正宣）

では、その駐車場使用料はどのようになっていますか。

○議長（上野伸五）

都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

駐車場使用料につきましては、所得に関係なく1区画につき月額2060円でございます。なお、月の中途での使用を開始し、または明け渡した場合の駐車場使用料につきましては、駐車場

の使用日数が15日以下のときは半月分となっております。

○議長（上野伸五）

3番 光根正宣議員。

○3番（光根正宣）

来客用などの一時利用できる駐車場に関して質問いたします。どのようになっていますでしょうか。

○議長（上野伸五）

都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

駐車場につきましては、使用者からの申請に基づいて契約しております。原則として駐車場使用の契約ができるのは入居者になりますので、来客用等の一時的に使用されるような駐車場につきましては現在ございません。なお、訪問介護などで駐車場が必要な方には入居者名で契約をしていただくことは可能となっております。

○議長（上野伸五）

3番 光根正宣議員。

○3番（光根正宣）

原則的に入居者以外の利用はできないが、訪問介護など決まったお宅に定期的に訪問される方は入居者名で契約できるということですが、一時的に訪問される方へ、この空き区画を有効活用することはできないのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

市営住宅の駐車場につきましては、市営住宅本体と同様、社会資本整備総合交付金等の補助金の対象施設として建設されております。このことから、市営住宅入居者以外の方への賃貸やコインパーキングなどとしての一般向け利用などの目的外使用はできないと考えております。しかしながら、他の自治体においては月極駐車場やコインパーキングとして利用している事例もございますので、今後、本市においても有効活用が可能かどうか調査研究を行っていく必要があると考えております。

○議長（上野伸五）

3番 光根正宣議員。

○3番（光根正宣）

そうですね、北九州市、札幌市、豊中市などは、来訪者駐車場の整備を目的として市営住宅の駐車場の一部を時間貸し駐車場として運営しているところもあります。駐車場が整備されていないところ、空き区画が多いところ、それぞれの市営住宅によって状況やニーズの違いがあると思いますが、違法駐車による事故やトラブルなど起こらないよう、ぜひとも検討していただきたいと思えます。

次に、団地内における自治会等についてお尋ねいたします。市営住宅入居者による自治会のような組織はございますでしょうか。

○議長（上野伸五）

都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

市営住宅単独または周辺の個人住宅の住民を含めた自治会組織がある団地は17団地ございます。市営住宅関係でのみ申しますと、市との連絡調整などをしていただく住宅管理人がおられる団地もございます。自治会や住宅管理人で共益費などを集金し、電気代や清掃費用など共有部分の管理に利用されている団地もございますが、その内容や管理方法について所管課では把握して

おりません。

○議長（上野伸五）

3番 光根正宣議員。

○3番（光根正宣）

自治会や管理人などから市営住宅についていろいろ相談があると思いますけれども、どのような相談がありますか。

○議長（上野伸五）

都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

相談や苦情につきましては、入居者ご本人からの場合もございますし、自治会長や管理人からの場合もございます。主な相談内容としましては、隣人トラブル、ごみの不法投棄、放置車両、共益費の未払いなどがございます。このような相談があった場合は、改善に向け協議を行い、当事者に注意や支払いのお願いをしております。また、自治会を通しての相談や苦情等につきましては、担当課でありますまちづくり推進課と協議を行い、改善、解決を図ることとしております。

○議長（上野伸五）

3番 光根正宣議員。

○3番（光根正宣）

市民相談等にも、私のほうにも、市営住宅に関していろいろ相談を持ってこられて、住宅課のほうにも相談に行ったことがございますが、良好な居住環境を保っていくためには、居住者の方々が協力して維持管理を行っていくことが重要であると思います。その組織として団地の自治会の存在が大きいと思いますが、その組織の体制の問題や共益費の未払いの問題があると思われまます。自治会加入は任意ですが、共益費については自治会に加入してようが加入していまいが義務的な費用だと感じます。共益費を払ってもらえず、自治会がかわりに立てかえるケースもあるとお聞きいたしました。公営住宅法上、自治体は家賃や敷金以外の金銭を徴収できないとされておるようですが、神戸市や京都市など一部自治体では条例を改正し、市が家賃と一緒に共益費も徴収しているところもございます。高齢化によって自治会組織を維持することが困難となっているところも多くなってきます。今後も住宅課とまちづくり推進課が連携して、この問題解決に当たっていただきたいと要望し、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（上野伸五）

暫時休憩いたします。

午前10時57分 休憩

午前11時09分 再開

○議長（上野伸五）

本会議を再開いたします。15番 田中裕二議員に発言を許します。15番 田中裕二議員。

○15番（田中裕二）

質問通告に従い一般質問をいたします。今回は子宮頸がんワクチン、ヒトパピローマウイルスワクチンについて質問をいたします。

今、新型コロナウイルスの蔓延により、地球規模の脅威にさらされております。日本では第2波、第3波が心配されるものの、現在ではやや落ちついてきているようでございます。しかし、世界を見ると、感染拡大は歯どめがかからず、大変な危機的状況であります。760年前の日本の偉人の著書に「汝須く一身の安堵を思わば先ず四表の静謐を禱らん者か」との一説がございます。これは「一身の安堵」つまり個人の安泰を願うならば、まず東西南北の四方である「四表」、

すなわち社会の安定、世界の平和を祈るべきであるという意味であります。現在のグローバルな社会にあって、新型コロナウイルスは日本だけが収束すればいいというだけではなく、世界各国の収束がなければ本当の収束はありえません。それではどうなれば収束するのか。感染拡大がおさまるだけでなく、新型コロナウイルス感染症の特効薬とウイルス感染を予防するためのワクチンの開発で、初めて完全な収束になると思っております。そのように思っている方はたくさんいらっしゃるのではないのでしょうか。今ほど予防ワクチンの重要性を実感させる時にはないと、このように思っております。ところが、世界で70カ国以上、延べ8億回接種されているある疾病の原因のウイルスに効果的なワクチンがあります。日本では2013年度に定期接種化され、接種費用全額を公費負担とし、自己負担ゼロ円のワクチンがございますが、日本での接種率はわずか0.6%という不思議なワクチンがあります。それが今回質問をいたしますヒトパピローマウイルスワクチン、いわゆるHPVワクチンであります。何が原因でそのようになっているのか、実際として何をしなければならぬのかなどを中心に質問をいたします。なぜ今この質問をするのかというと、後に述べますが、時間がないからであります。

それではまず初めに、この子宮頸がんとはどのようながんなのか、その内容と罹患する主な原因は何なのかお尋ねをいたします。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

子宮頸がんとは、子宮の入り口の子宮頸部と呼ばれる部分から発生するがんで、婦人科の診察で観察や検査がしやすく、発見されやすいがんです。子宮頸がんの発生には、ヒトパピローマウイルス（HPV）と呼ばれるウイルスがかかわっています。このウイルスは子宮頸がんの患者さんの90%以上で見つかることが知られており、HPVが長期にわたり感染することで、がんになると考えられております。

○議長（上野伸五）

15番 田中裕二議員。

○15番（田中裕二）

ヒトパピローマウイルスはもう長たらしいので「HPV」で表現させていただきます。今言われましたHPVというウイルスが子宮頸がんの主な原因ということでございますが、このHPVウイルスはどのようなウイルスなのかお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

HPVは皮膚や粘膜に感染するウイルスで、100以上の種類がございます。粘膜に感染するHPVのうち、少なくとも15種類が子宮頸がんの患者さんから検出され、高リスク型HPVと呼ばれています。これら高リスク型HPVは性行為によって感染しますが、子宮頸がん以外に中咽頭がん、肛門がん、膣がん、外陰がん、陰茎がんなどにもかかわっていると考えられております。

○議長（上野伸五）

15番 田中裕二議員。

○15番（田中裕二）

それでは、HPVはどのくらいの割合で感染をするのかお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

HPVはごくありふれたウイルスで、性交渉の経験がある女性のうち、50%から80%はH

PVに感染していると推計されております。男性の感染率も同様です。性交渉を経験する年ごろになれば、男女を問わず、誰でもHPVに感染しますし、そのような年ごろの女性は誰でも子宮頸がんを発症する危険性がございます。

○議長（上野伸五）

15番 田中裕二議員。

○15番（田中裕二）

先ほどHPVウイルスは子宮頸がんの患者さんの90%以上で見つかることが知られており、HPVが長期にわたり感染することでがんになると考えられていると、このような答弁がございましたが、それでは、HPVに感染して子宮頸がんになる確率はどのくらいあるのかお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

HPVに感染しても、90%以上の場合、2年以内にウイルスは自然に排出されるとされております。しかし、ウイルスが自然に排出されず、数年から数十年にわたって持続的に感染した場合には、がんになることがあると報告されております。

○議長（上野伸五）

15番 田中裕二議員。

○15番（田中裕二）

それでは、全国と飯塚市の子宮頸がんの罹患者数、そして子宮頸がんによる死亡者数、どのようになっているのかお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

国内では毎年約1万人の女性が子宮頸がんにかかり、約3千人が死亡すると言われております。また、2000年以降、患者数も死亡率も増加しております。本市の子宮頸がんの罹患者数と死亡者数については、公表されておられません。全国規模で推定いたしますと、毎年10人の女性が子宮頸がんにかかり、約3人が死亡していることとなります。

○議長（上野伸五）

15番 田中裕二議員。

○15番（田中裕二）

国内では毎年1万人の女性が子宮頸がんにかかり、約3千人の人が死亡しているということでございますが、この数字は大変に大きな数字であると思っております。平均すると、毎日27.4人の人が子宮頸がんになり、毎日8.2の方が亡くなっているという、このような数字です。これは有効なワクチンがあるにもかかわらずでございます。今、新型コロナウイルスに関して、きょうは国内で何人の感染者が確認され、何人の方が亡くなりましたと、毎日報道されておりますが、同じように、この子宮頸がんに関して、きょうは国内で28人の方が子宮頸がんにかかり、8人の方が死亡しましたと、このような報道が毎日あったならば、間違いなく深刻だと受けとめるはずで、きょうも日本のどこかで8人の方が亡くなるという、そういう計算でございます。さらに、2000年以降、患者数も死亡率も増加していると、このような答弁もございました。また、死亡されていない人の中には子宮を摘出し、子どもさんが産めなくなった方もいらっしゃるし、がんの再発等に不安を感じながら生活されておられる方もいらっしゃいます。この数字を減少させるためには、感染を防ぐためのワクチンの接種と早期発見のための検診が不可欠だと思っております。そこで、ワクチンについてお尋ねいたしますが、予防接種には定期接種と任意接種がございますが、どのような違いがあるのかお尋ねをいたします。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

予防接種には法律に基づいて市区町村が主体となって実施する定期接種と、希望者が各自で受ける任意接種がございます。接種費用は、定期接種は一部で自己負担がございますが、原則公費負担となります。任意接種は全額自己負担となります。定期の予防接種による健康被害が発生した場合には、救済給付を行うための国の救済制度がございます。任意予防接種によって健康被害が起こったときは、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による救済制度がございます。

○議長（上野伸五）

15番 田中裕二議員。

○15番（田中裕二）

先ほど述べましたように、我が国ではHPVワクチンが2013年度に定期接種になっておりますが、定期接種になった経緯についてお尋ねをいたします。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

HPVの感染を予防することにより、子宮頸がんの発症を防ぐワクチンが開発され、現在、世界の70カ国以上において、国のプログラムとして接種が行われております。現行のHPVワクチンにより子宮頸がんの60%から70%を予防できると考えられており、WHOはその有効性と安全性を確認し、性交渉を経験する前の10歳代前半に接種することを推奨しております。欧米先進国や日本においても、ワクチン接種によりHPV感染率や前がん病変の頻度が接種をしていない人に比べて減少することが明らかになっております。日本ではHPVワクチンは2009年12月に承認され、2013年4月より定期接種となっておりますが、接種後に多様な症状が生じたとする報告により、2013年6月より自治体による積極的勧奨は差し控えるよう、厚生労働省からの勧告がっております。

○議長（上野伸五）

15番 田中裕二議員。

○15番（田中裕二）

今の答弁、2013年6月より、積極的勧奨は控えるようにと、このような勧告が厚生労働省からあったということですが、今ご答弁いただきました、現行のHPVワクチンにより子宮頸がんの60%から70%を予防できると、考えられるということですが、先ほど日本では毎年1万人の方が子宮頸がんになられて、3千人の方が亡くなられるという答弁がございましたけれども、この数値に60%から70%予防できるというのを当てはめると、HPVワクチンを100%接種すれば、我が国の子宮頸がんの罹患者は3500人前後、死亡者が1千人前後に減少することができるということになります。また、答弁の最後のほうに、接種後に多様な症状が生じたとする報告とございました。その報告はどのような確率で、どのようなものがあるのか、また、飯塚市ではそのような報告はあったのかお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

主なものは発熱や接種部位の痛みや腫れでございます。まれですが、重い症状として呼吸困難、じんま疹などを症状とする重いアレルギー、手足の力が入りにくいなどの症状（ギランバレー症候群）や頭痛、嘔吐、意識の低下などの症状（急性散在性脳脊髄炎）などがございます。厚生労働省の副反応追跡調査結果によると、子宮頸がん予防ワクチンの販売開始から平成26年11月までに接種した約338万人のうち、副反応の疑いがあると報告があったのは2584人で、0.

0.08%の確率となっております。また、飯塚市では、医師から予防接種後に副反応の疑いがあるとの報告はあっておりません。保健センターには1件の相談を受け付けております。

○議長（上野伸五）

15番 田中裕二議員。

○15番（田中裕二）

0.08%の確率で副反応の疑いの報告があったということですが、先ほども答弁がありましたように、現在子宮頸がんワクチン予防接種は自治体による積極的な勧奨は差し控えられているということですが、現在もこのHPVワクチンは定期接種であるのかどうか、定期接種のままなのかどうかお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

現在において、積極的勧奨は差し控えられてはおりますが、定期予防接種でございます。

○議長（上野伸五）

15番 田中裕二議員。

○15番（田中裕二）

それでは、HPVワクチンの定期接種の内容、対象者及び接種単価等についてはどのようになっているのかお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

国の定める子宮頸がんワクチン予防接種の対象者は、12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子であり、1カ月以上の間隔を置いて2回注射した後、一定の間隔を置いて、3回目を接種することとなっております。また、令和2年度に飯塚医師会と契約している予防接種単価は、1回当たり税込みで1万6388円となっております。自己負担なしで接種できております。

○議長（上野伸五）

15番 田中裕二議員。

○15番（田中裕二）

接種単価は1回当たり税込みで1万6388円、これは3回打ちますからやっぱり5万円近くはかかるんですね。今のご答弁の中で、1カ月以上の間隔を置いて2回注射した後、一定の間隔を置いて3回目を接種するということですが、どのくらいの間隔が必要なのかお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

子宮頸がんワクチンには2種類ございます。一つが、組換え沈降2価HPVの「サーバリックス」と、もう一つが、組換え沈降4価HPVの「ガーダシル」がございます。前者のワクチンは、第1回目の接種から5月以上かつ第2回目の接種から2月半以上となっております。後者のワクチンは、第2回目の注射から3月以上となっております。

○議長（上野伸五）

15番 田中裕二議員。

○15番（田中裕二）

大体3回接種するのに半年かかるということなんですよね。ということは、先ほどご答弁がありました定期接種の対象年齢が小学校、これは12歳から16歳というご答弁がございましたが、

小学校6年生、中学校1、2、3年生、高校1年生、この5カ年の助成だと思えますけれども、最終年度の高校1年生の方が1回目のワクチンを10月以降に接種すると、2回目、3回目、2回目は間に合ったとしても3回目は恐らく対象外になるかと思いますが、そのような場合には、自己負担で接種ということになるのか、この点どうでしょうか。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

超えた場合は、自己負担となります。

○議長（上野伸五）

15番 田中裕二議員。

○15番（田中裕二）

ということは定期接種を受けるためには、高校1年生の方は9月末までに1回目を打たなければ、自己負担しなければいけないということになるかと思えますけれども、それでは、この飯塚市におけるHPVワクチンの接種者と接種率の推移についてはどのようになっているのかお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

定期予防接種が開始された2013年度は68人で3.95%、2014年度は10人で0.59%、2015年度は15人で0.94%、2016年度は21人で1.27%、2017年度は10人で0.62%、2018年度は17人で1.02%、2019年度は29人で2.01%となっております。接種者数はその年度において、1回目から3回目まで接種した延べ接種者となっております。

○議長（上野伸五）

15番 田中裕二議員。

○15番（田中裕二）

ちょっとわかりにくかったですけれども、最後に答弁されました接種者数はその年度において1回目から3回目まで接種した延べ接種者数となるということは、例えば、1人の接種者が3回接種すると3人とカウントされているのかというのが1点、もう1点は2019年度は29人で2.01%というご答弁でございますが、私は12歳から16歳まで5学年の女子に限って言えば、2500人から3千人ぐらいの方が対象になるのではないかと考えておりますが、そう考えますと、29人で2.01%というのは、これで正しいのかなと考えておりますが、この積算の根拠、どのようにして出されたのかお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

最初のご質問でございますけれども、これは延べ人数となりますので、1の方が3回接種したとしても3人分ということでカウントいたしますので、2019年度で29人というふうになっておりますが、その数についても延べ人数でございますので、実人員とは違っておりますので、実人員のパーセントで言うと、これよりもまだ下がってくるということになります。申しわけございません。積算基準については、今、手元にございませんで、また後刻お知らせさせていただきます。

○議長（上野伸五）

15番 田中裕二議員。

○15番（田中裕二）

今言いましたように1人の人が3回接種すると3人とカウントされるという答弁でございますので、2019年度の29人からまたぐっと下がると。パーセントはまず間違いなく、1%までいってないと、私はそのように思っております。

それでは、WHOが子宮頸がんワクチンに関して、持続可能な開発目標であるSDGsに掲げている目標値については、どのようになっているのかお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

現在WHOがSDGsに掲げている目標値は、2030年度までに子宮頸がんの死亡率を30%減らすことを目標に、少女が15歳までに、90%のワクチンを接種することを目標といたしております。

○議長（上野伸五）

15番 田中裕二議員。

○15番（田中裕二）

WHOもこの子宮頸がんを何とか撲滅させたいという思いでこのような数値を出されているわけでございますが、御承知のとおりこのSDGsは、2015年9月の国連サミットで採択されたもので、国連加盟国193カ国が2016年から2030年までの15年間で達成するために掲げた目標であります。この目標、WHOの目標90%のワクチン接種を達成するためには、日本では、今現在よりも89.4%、接種率をふやす必要があります。どのように取り組むのかが問題でございますが、そこで、定期接種に対して、自治体はどのような責務があるのかお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

積極的勧奨は控えるとなっている状況であっても、定期接種の位置づけは変わりませんので、ワクチン接種の意義、効果とともに、ワクチン接種後に起こり得る症状について、正しい情報を飯塚市として提供することが責務と思われまます。

○議長（上野伸五）

15番 田中裕二議員。

○15番（田中裕二）

それでは、飯塚市として周知はどのようにされているのかお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

飯塚市では毎年、定期予防接種のチラシを作成し、母子保健事業の機会を利用して予防接種の重要性を保健師が説明いたしております。また、ホームページにおきましても、さまざまな予防接種のうち、子宮頸がん予防ワクチン接種のページを作成し、定期接種ではあるが積極的にお勧めしていないことも含めて周知をいたしております。

○議長（上野伸五）

15番 田中裕二議員。

○15番（田中裕二）

子宮頸がん予防ワクチン接種のページを作成していると、ホームページでというご答弁でございますが、部長、これのことでしょう。これにはどのように記載をされているのか内容を説明してください。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

それでは、掲示している内容について読ませていただきます。「子宮頸がん予防ワクチンは、平成25年4月から定期予防接種となりましたが、厚生労働省はワクチンとの因果関係を否定できない持続的な痛み等がワクチンの接種後にみられたことから平成25年6月より子宮頸がんワクチン接種の積極的な勧奨の差し控えを勧告しました。現在、飯塚市におきましても子宮頸がん予防ワクチン接種を積極的にお勧めしておりません。」という内容と、詳しくは厚生労働省のホームページをごらんくださいというような案内をいたしております。

○議長（上野伸五）

15番 田中裕二議員。

○15番（田中裕二）

今読んでいただきました内容です。詳しくは厚生労働省のホームページに入って確認しなさいという答弁でございますが、今、部長も読まれました文章を見たら、これはとても周知とは思えないんですね。これはもう危ないから打たないほうがいいですよという、何かそういうふうに関心を持ってもらえないんですよ。定期接種は周知をしなさいというふうに言われております。これは私は周知ではないと思っております。厚生労働省が定期接種実施要領というものをつくっております。この実施要領の中に、周知に関してはどのように規定をされているのかお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

要領における対象者等に対する周知については、定期接種を行う際は、定期接種の対象者またはその保護者に対して、あらかじめ予防接種の種類、予防接種を受ける期日または期間及び場所、予防接種を受けるに当たって注意すべき事項、予防接種を受けることが適当でないもの、接種に協力する医師、その他必要な事項が十分周知され、その周知方法については、やむを得ない事情がある場合を除き、個別通知とし、確実な周知に努めることとなっております。また、HPV感染症の定期接種を行う際は、使用するワクチンについて、子宮頸がんそのものを予防する効果は現段階で証明されていないものの、子宮頸がんの原因となるがんに移行する前段階の病変の発生を予防する効果は確認されており、定期接種が子宮頸がんの予防を主眼としたものであることが適切に伝わるよう努めるものというふうになっております。

○議長（上野伸五）

15番 田中裕二議員。

○15番（田中裕二）

厚生労働省の勧告は、ワクチン接種の積極的な勧奨を差し控えてくださいねという勧告であって、通知をするなどという勧告ではないはずなんです。ということは、今、部長が述べられましたように周知については、定期接種対象者またはその保護者に対してあらかじめ予防接種の種類、予防接種を受ける期日または期間及び場所、予防接種を受けるにあたって注意すべき事項、予防接種を受けることが適当でないもの、接種に協力する医師、その他必要な事項が十分に周知され、その周知方法についてはやむを得ない事情がある場合を除き、個別通知として確実な周知を努めることと、これが自治体の責務だと思っておりますが、このような周知はホームページではなされておられません。このままでいいのか検討していただきたいと思っております。

それでは次に、周知に関する他自治体の取り組み、どのような取り組みをされているのか、先進的な取り組みがあるのか、この点についてお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

千葉県いすみ市が対象者への通知を昨年の7月に開始したと聞いております。その内容は、市内在住で公費助成が受けられる期間が終了するその年度の3月までに16歳になる対象者に3回接種する期間を確保して通知を開始されております。通知の内容は制度の紹介であり、市として積極的に接種を勧奨しているものではないというものでございます。

○議長（上野伸五）

15番 田中裕二議員。

○15番（田中裕二）

今、千葉県いすみ市を紹介されました。随分簡単にさらっと説明されましたけれども、その内容を改めて紹介をいたします。こういうものが、高校1年生、16歳になられる方を対象に個別通知をされた内容でございます。ちょっと長くなりますけど、少し読ませていただきます。子宮頸がん予防ワクチン、HPVワクチン接種について（通知）、これはいすみ市長の名前で公印省略で出されております。いすみ市長からの分です。子宮頸がん予防ワクチン接種は平成25年4月1日より法律に基づく定期接種として実施しているところですが、厚生労働省から副反応の発生頻度がより明らかになり、適切な情報提供ができるまでの間、積極的な接種の勧奨を差し控えとの通知を受け、同年6月14日より積極的な接種勧奨が差し控えられています。そのため、いすみ市では子宮頸がん予防ワクチンの接種勧奨通知や予診票の送付等は、行っておりません。しかし、あくまでも接種を積極的に勧める内容は控えている状況であり、接種自体を控えるものではないことから、接種を希望される方は定期接種として予防接種が受けられますと、別に添付しているものを見てくださいなということですね。対象者として、接種時にいすみ市に住民登録がある小学校6年生から高校1年生相当の女子、これは令和元年7月に出されていますから、令和元年度においては、平成15年4月2日から平成20年4月1日生まれの方が対象です。と。今回のご案内は、今年度で費用助成期間が終了する高校1年生相当の対象者に通知しています。そして接種期間が書かれ、接種方法が書かれ、そして裏面をごらんくださいということで、裏面には市内の契約医療機関が書かれ、接種スケジュールが書かれ、接種料金が書かれ、接種に必要なものが書かれ、注意事項が書かれると。こういうふうにして普通されると思うんです。これが厚生労働省の言われる通知だと、このように思っております。ほかにも千葉県の香取市、茨城県龍ケ崎市など、全国で100近い自治体で同様の取り組みがなされているようであります。さらに福岡県内では、大牟田市も高校1年生に郵送による個別通知に向けての検討を始められたと、このように、きのうの議会で答弁があったようでございます。私は最終年度である高校1年生は、定期接種の最終年度であり、接種希望者が助成を受ける機会を逃さないために、確実な周知が求められると思います。先ほど触れましたように、対象期間を過ぎると任意接種になり、接種費用は1回当たり1万6千円を超えております。3回接種する必要があるため、3回とも公費負担を逃せば5万円ぐらいの高額な接種費用を自己負担することになります。3回接種を完了するためには、先ほど言いましたように、6カ月かかることから、年度内に接種を完了するためには、高校1年生の方に関しては、1回目を9月30日までに開始する必要があります。それを過ぎれば自己負担が発生してくるんですね。そのためにも、対象者の最終年である高校1年生の方に対しては、事前に接種の可否の判断をするための最新の正しい情報とともに、助成期間の終了のお知らせ、権利失効通知を行うために個別通知による確実な周知が必要だと思っておりますが、どのようにお考えなのかお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

権利失効をされる高校1年生に対する通知に関しましては、市としては個別通知ではなく、まずは一般的な周知として、市内の中学校や高等学校に子宮頸がんワクチンの正しい情報を掲載したチラシ等を配布し、周知徹底を図りたいと考えております。また、健康イベント等を実施の際

には、他の定期予防接種とともに、子宮頸がんワクチン接種についても正しい情報発信に努めていきたいというふうに思っております。

○議長（上野伸五）

15番 田中裕二議員。

○15番（田中裕二）

先ほど取り上げました定期接種実施要領に、「周知方法については、やむを得ない事情がある場合を除き、個別通知とし、確実な周知に努めること。」と、このように規定をされております。今、ご答弁の中で市内の中学校や高等学校に子宮頸がんの正しい情報を掲載したチラシ等を配布し、周知徹底に努めると、このように言われましたけど、これには小学校6年生も入るんですよ。このような答弁がございましたが、学校には周知義務がないために、学校通知実施の可否は学校長の判断になると思います。また、市内に住んでいらっしゃる方の対象者の中には、市外の学校に通っていらっしゃる対象者の方もいらっしゃるはずですよ。そう考えますと、学校通知実施は非常に困難であるといえますか、確実に伝わるのは難しいのではなからうかと、このように思っております。HPVワクチン接種の際は原則保護者同伴となっており、保護者に確実に届く周知方法が求められますが、学校通知では保護者に情報が届かない可能性があります。特に定期接種の最終年度の高校1年生は、この機会を逃せば約5万円の自己負担での接種となります。対象年齢の中でも、小学校6年生から中学校3年生までの対象者に関しては学校通知をすることも、最終年度である高校1年生だけは個別通知としていただいて、確実に周知ができるように努めていただきたいと思っております。これは再度検討していただけないものか、この点いかがでしょうか。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

繰り返しの答弁になりますが、厚生労働省は現在ワクチン接種の積極的な勧奨の差し控えを勧告されております。そのような状況の中で個人通知を行うことは、積極的な勧奨だと受けとめられる可能性もございますので、したがって、今しばらくは一般的な周知方法で接種勧奨を行いたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（上野伸五）

15番 田中裕二議員。

○15番（田中裕二）

検討もしないということがございます。その理由としては、個別通知を行うことは積極的な勧奨と受けとめられる可能性があるからという理由でございますが、そうしたらその中に、「これは通知であり、勧奨ではありません」と、きちっと明記すればいい話じゃないですか。赤か何かで、大きな文字で、囲みでも何でもして、「これは勧奨ではない、通知です」とわかるように書けば、これで済む話だと、このようにも思います。こういう声があります。「自己診療となると約5万円もすることを知り、なぜ無料期間にワクチンを打てなかったのか、母を責める気持ちになった。」19歳大学生。「5万円は大金で、奨学金を借りて大学に通っている私は、そのお金があれば学費にまわしてしまう。」19歳大学生。「HPVワクチンをもっと手軽に受けられるようにしてほしい。」21歳大学生。このような声がたくさん寄せられているんです。このようなことがないように、今、部長が学校通知でいかせていただくという答弁がございました。この学校通知で確実に対象者、保護者に周知ができたのかどうか、しっかりと検証していただきたい。また、先ほども言いました市外の学校に通う対象者にはどのように通知をして、それがしっかりと通知ができたのかどうか、しっかりと検証していただきたいと思っております。次の機会に検証された内容を確認させていただきますので、よろしく願いいたします。以上で質問を終わります。

○議長（上野伸五）

暫時休憩いたします。

午前 11時48分 休憩

午後 0時59分 再開

○議長（上野伸五）

本会議を再開いたします。17番 福永隆一議員に発言を許します。17番 福永隆一議員。

○17番（福永隆一）

通告に従いまして、一般質問させていただきます。毎回一般質問をさせてもらうんですが、山笠で檄文を読むときよりも緊張します。よろしくお願ひします。それでは今回、経済対策と今後の財政運営についてお聞きいたします。

まず初めに、市場跡地の活用についてお聞きします。市場跡地活用の進捗状況について、お尋ねします。JR飯塚駅前の市場跡地については、大型商業施設の立地について、取り組みを進めるとのことでしたが、現在の進捗状況をお尋ねします。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（長谷川司）

飯塚市地方卸売市場跡地の活用につきましては、株式会社イズミを候補者として、大型商業施設の立地について取り組みを進めることを昨年8月の経済建設委員会にご報告し、8月から10月までに菰田・穂波地区の地元住民、商業関係者を中心に各団体への説明、意見交換を実施しております。また、12月の経済建設委員会におきまして、イズミとの協議調整を行い、再度、説明会を開催することを報告し、同社との協議を行っておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、説明会につきましては開催ができていない状況となっております。

○議長（上野伸五）

17番 福永隆一議員。

○17番（福永隆一）

今後の計画見込みについて、お尋ねします。地方卸売市場につきましては、令和3年3月の移転を計画し、進んでいる中、その後の活用策の検討に当たっては、余り時間がない状況にもあると考えています。あれだけ大きな敷地となりますので、中心拠点の一翼を担う本市の将来にとりまして重要な取り組みであると考えております。今後の計画、感染症の影響もあるかと思いますが、見込みについてお尋ねします。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（長谷川司）

市場敷地につきましては、JR飯塚駅周辺エリアとして、本市の中心拠点に位置づけており、その活用策は飯塚市の将来にとりまして、重要な取り組みと認識しております。今後の取り組みにつきましては、可能な限り早い時期に地元説明会や商業関係者の皆様との意見交換会を行いたいと考えております。また、その際にはJR飯塚駅前を含む菰田・堀池地区活性化の具体像をお示しすることが必要と考えており、現在、都市計画課及び都市施設整備推進室と協議を行っているところでございます。新型コロナウイルス感染症の影響といった不測の状況もありましたが、今後、積極的な誘致活動に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（上野伸五）

17番 福永隆一議員。

○17番（福永隆一）

進捗状況と今後の見込みを確認いたしました。後ほど経済対策、地域経済への効果について、

確認させていただきます。

次の質問に移ります。生活保護の増加見込みについて質問させていただきます。本市の生活保護に対する新型コロナウイルス感染症の影響の状況はどうなっていますか。

○議長（上野伸五）

福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

このたびの新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、東京などの都市部では生活保護の申請が大きく増加していることが新聞等で報道されておりますが、本市の1月以降の生活保護の申請件数につきましては、例年と特に変化はなく、ほぼ横ばいの状況が続いており、今のところ増加の兆候は見られておりません。なお、新型コロナウイルス感染症の影響で減収または職を失ったという、直接の影響を受けられた方からの申請は4月に1件ございましたが、今のところ本市での生活保護の申請件数に大きな影響があらわれている状況ではございません。

○議長（上野伸五）

17番 福永隆一議員。

○17番（福永隆一）

新型コロナウイルス感染症の影響で減収または直接の影響を受けられた方からの申請は4月に1件ございましたが、本市での生活保護の申請件数に大きな影響があらわれている状況ではございませんという答弁であります。それでは、生活資金相談窓口で貸し付けの相談が非常に多いと聞いております。現在、どのような状況になっていますか、お尋ねします。

○議長（上野伸五）

福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

コロナウイルスに関連して、国の支援策の一環として、社会福祉協議会の緊急小口資金貸付並びに総合支援資金貸付制度の貸付要件が緩和され、本年の3月23日より本市の社会福祉協議会でも申請の受け付けが行われております。4月に入り、この貸付希望者からの相談予約が殺到し、予約待ちが数日先まで及ぶというような状況が生まれたことから、この状況を改善し、スムーズな手続を可能とするとともに、その方の状況に応じた、その他の適切な支援につなげるため、5月1日より本庁舎2階に生活資金相談窓口を設置したところでございます。この窓口設置によりまして、新型コロナウイルスの影響で失業や減収となり、生活に困窮された方々に対し、スムーズな支援が可能になったものと考えております。この窓口では、社会福祉協議会の緊急小口資金貸付と総合支援資金貸付の申請に対応しておりまして、6月5日現在で緊急小口資金が508件、総合支援資金が554件の申請を受理しております。この申請件数を見ますと、本市におきましても非常に多くの方々が、今回の新型コロナウイルス感染症により、少なからず何らかの影響を受けている状況を如実にあらわしているものと考えられます。また相談者の特色といたしましては、市内の繁華街の小規模飲食店の関係者やタクシー乗務員の方々が減収によって、生活費が不足されたことに関しまして相談が多く寄せられているところでございます。

○議長（上野伸五）

17番 福永隆一議員。

○17番（福永隆一）

それでは、平成30年度の生活保護費の決算額を本市と近隣自治体と比較いたしますと、直方市が29億7千万円、田川市が45億6千万円、嘉麻市が34億8千万円であるのに対して、本市が93億3千万円と非常に大きくなっていますが、本市としては、この現在の状況はどういった要因で大きくなっていると考えていますか。

○議長（上野伸五）

福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

このような生活資金、福祉資金の貸し付けや今回の特別定額給付金の資金によって、一定期間生活を維持することは可能でしょうが、この影響が長期化し、もとのような生活、社会生活を取り戻すことがおくれることとなれば、生活再建のめどが立たず、徐々に生活保護の相談件数も増加してくるものと考えられます。そのような相談が寄せられました際には、生活保護や生活困窮者自立支援法の各種支援も含めまして、適切な支援に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

17番 福永隆一議員。

○17番（福永隆一）

今回の社会福祉協議会の貸し付けは、コロナウイルスの影響によって生活に困窮された方々の大きな助けとなっているとは思われます。4月に入り、この貸し付け希望者からの相談予約が殺到し、この状況を改善するため5月より本庁舎2階に生活資金相談窓口を設置したおかげでスムーズな支援が可能になったことは大変よかったと考えています。この窓口では社会福祉協議会の緊急小口資金貸付と総合支援資金貸付の申請にも対応しており、他の自治体にはない取り組みが市民の方から、言葉は悪いですけど、たらい回しにされずにスムーズに申請できたとの声も聞いております。しかし、資金の支援はしてもらったものの、コロナウイルスの状況が収束するか、まだ今の現状ではわかりません。今後、この方々からの生活保護の申請がふえてくるのではないのか、心配しています。その対応について、市のほうはどう考えているか、お答えください。

○議長（上野伸五）

福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

先ほど申しましたように、この影響が長引くことが現在懸念されております。そうなりますと徐々に現在の、何とか今のところ踏みとどまっていらっしゃる、生活を何とか頑張っている皆さん方がさらに困窮しておいでになることが今後見込まれます。今後の状況につきましては、さらに適切に支援をしていきたいというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

17番 福永隆一議員。

○17番（福永隆一）

次に、経済対策と今後の財政運営についてお聞きします。中心商店街の経済対策について、経済対策としての大型商業施設の位置づけ、新型コロナウイルスの影響によりまして、地域経済は大きな打撃を受けております。特に外出自粛と営業自粛により、お酒を提供する飲食店や歩いて買い物を楽しむことができる商店街は厳しい状況にあり、自粛解除後の現在も、事業の継続に向けて懸命に取り組んでおられます。昨年12月には誰も予想していなかった大きな出来事、大きな変化が起こり、コロナによって地域は疲弊しています。このような中であって、新しくできる体育館もそうですが、この大型商業施設は、今後のやりようによっては地域の経済の起爆剤になるのではないかと考えています。実際、最初に報道があったときに、市場関係者もしくは街なかの人たちはイズミに対しての反対というのがあります。現在もあるのもわかっています。ただ、コロナのおかげで営業自粛等々があって、自分たちの力ではどうしようもないところまで来ているのも現状だと思っています。そこで、この大型商業施設が来ることに関していろんな地元住民たちとの話し合いの中で、地域の経済の起爆剤になるのではないかと考えています。そこで、経済対策としての今回誘致に取り組む大型商業施設の位置づけについて、お尋ねします。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（長谷川司）

経済対策としての大型商業施設の位置づけにつきましては、雇用面や税収面での効果もございますが、地域経済の視点におきましては、既存の商業施設や商店街と連携することで、中心拠点に消費の拠点としての流れをつくってまいりたいと考えております。飯塚市では時間をゆっくりと使うようなアミューズメント機能も不足しております。同社の進出により、そのような飯塚市に不足する機能を補うとともに、多くの市民の皆様が市内で時間を使っていただけるような、買い物を楽しんでいただけるような環境をつくってまいりたいと考えております。また、市場敷地周辺は、JR、西鉄バスといった公共交通に恵まれた地域でもあります。車を持たない、車に乗れないご高齢の方や若い方にも公共交通を利用してご来場いただける、そのような場所であり、当敷地に商業などの都市機能を誘導することで、歩いて暮らせるまちづくりが進むものと考えております。

○議長（上野伸五）

17番 福永隆一議員。

○17番（福永隆一）

大型商業施設の誘致と中心商店街の活性化で商店街と連携し、中心拠点に消費の拠点として流れをつくりたいとの答弁ですが、まさに今回の取り組みは商店街と連携することで、中心拠点の魅力高める効果が期待できると思います。さらに、歩いて暮らせるまちづくりとの答弁がありました。中心拠点において商業とともに暮らしに必要な都市機能を誘導することで、居住環境としての価値を高めることができるとも考えています。そのような視点で中心商店街の活性化を図ることは、大型商業施設の誘致と同じように重要な取り組みではないでしょうか。その点、経済部長のお考えをお聞かせください。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（長谷川司）

中心市街地の活性化におきましては、街なか子育てひろばや健幸プラザなどの暮らしとしての価値を高める施設を設置し、また立地適正化計画におきまして、中心拠点と地域拠点の連携した拠点連携型都市を目指しており、中心拠点の活性化はさまざまな相乗効果や波及効果が期待できると考えております。また、中心拠点の魅力高めることは、JR新飯塚駅の東側エリアのように定住促進に効果を発揮するとも考えております。大型商業施設の誘致は、そのような効果を発揮できるよう周辺エリアを含む面的な視点を持って取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（上野伸五）

17番 福永隆一議員。

○17番（福永隆一）

今回の誘致は、街なか回帰という意味からも評価できると考えています。郊外の農地や山林を開発するのではなく、あえて駅周辺の、地価もそれなりに高いエリアに進出することの評価です。街なか回帰だからこそ、中心拠点の活性化に大きな役割を担っていただきたいと思います。そのためには、中心商店街の位置づけや既存の商業施設との連携が必要不可欠だと思います。商店街には駐車場となっている低未利用地も散見されます。そのような土地を活用し、民間活力を誘導する。特に医療機関や賃貸住宅、さらには高齢者が気軽に集える広場など、暮らしやすさを追求するとともに、定住促進に資する施設を誘導する。そうすることで地域経済への効果は大きく実を結ぶものと考えております。ぜひとも、そのような視点を持って取り組み進めていただきたいことを要望します。なかなかやはり、昔から商店街の方々というのは自分たちの独自の考えがありますので、ただ、今のコロナの影響というのはかなり見られて、市長、商店街を今歩かれたことがあるかどうかわかりませんが、本人たち、商店街の方々は一生涯懸命、飲み屋街もそうですけど、今月の19日からほぼほぼ解除されて、飲み屋街、飲食店はあくようになりましたが、やはり自粛していたおかげでお客さんは来ないという現状が続いています。実際まだあれですけど、

そのままお店をもうおやめになったのも、もう10件以上は耳に入ってきているのも確かです。そういう方々の街なかをやはり助けるためにもいろいろ相談というか、住民の方と協議しながら、飯塚のまちがまた復活するためにも取り組んでいただきたいと思います。

最後に、今後の財政運営についてお尋ねします。先ほどの質問のやりとりでも申したとおり、コロナの影響により厳しい状況にある地域経済の回復のためには、中心拠点の活性化が必要であると考えております。繰り返しとなりますが、新型コロナウイルス感染症の影響により地域経済は大きな打撃を受けております。特に中心市街地にはお酒を提供するお店を含む多くの飲食店が集積していますが、外出自粛と営業自粛により、これらの店舗の打撃は厳しく、この地域経済の回復は喫緊の課題であり、数年後の大型商業施設誘致につなげるためにも、スピード感のある対策を実施すべきであると思います。地域経済の回復のためにどのような財政出動を考えていますか、お尋ねします。

○議長（上野伸五）

行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

新型コロナウイルス感染症拡大によります地域経済の疲弊、特に中心市街地の疲弊は、まちのにぎわいづくりや魅力づくりに大きな打撃を与えてしまうであろうと大変危惧いたしております。本定例会に予算議案を提出いたしておりますが、この予算議案の中には、地域活性化応援券発行事業に係る経費を含んでおります。これは多くの市民の方々の消費行動が現在疲弊している地域経済を立て直し、活性化につながっていくことを目指した経済対策でございます。この地域活性化応援券は利用できる業種を限定せず、飯塚市内の飲食店を含むあらゆる店舗での利用を可能といたしております。このような事業を初めといたしまして、市民の皆様のご協力のもと、地域経済の回復に努めていきたいと考えております。

○議長（上野伸五）

17番 福永隆一議員。

○17番（福永隆一）

地域活性化応援券が職種を限定されずにされるということは、本当に例えば、街なかの皆さんなり、飲食店におかれては、ものすごくうれしいことだと思います。ぜひとも1軒でも多くの、どのような形で、登録制にするのかは、ちょっとわかりませんが、1軒でも多くの方々が、お店が利用できるような形に持って行ってもらって、それとお客さんがここは使える、ここは使えないという状態ではなかなか使いにくいので、幅広く広めて行ってほしいと思います。

次に、6月定例会に提出された予算議案の中に地域経済回復を目的とした予算が含まれるとの答弁ですが、地域経済の回復がないことには、地域の活性化は望めません。これまで新型コロナウイルス感染症対策のため、多額の予算を編成しており、さらに今後、地域経済回復のための予算や、第2波、第3波に対する予算も必要となることが見込まれます。また今後、事業所の減収により税収が大きく減少することも予想されます。このような中、市の財政運営はどのように対応していくのですか、お尋ねします。

○議長（上野伸五）

行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

現在、本市の新型コロナウイルス感染症対策に関する独自事業は、当初、財政調整基金を取り崩して対応する予定で進めておりましたが、国の地方創生臨時交付金の活用が可能となり、現在、この財源を活用しながら事業の組み立てを行っております。また国や県におきましても、各種の支援策が示されておりますので、今後もさらに市民生活に重大な影響が出るような事態が生じる場合には、これら事業の活用についても検討していきたいと考えております。財政調整基金残高や市税の減少が見込まれるため、厳しい財政運営となることが予想されますが、コロナ収束後の

まちづくりを見定めつつ、持続可能な行財政運営を図っていきたいと考えております。

○議長（上野伸五）

17番 福永隆一議員。

○17番（福永隆一）

この新型コロナウイルスの対策については、どれが正解かというのは誰もわからないと思います。今後どうなるかもわかりません。もしかしたら、こととして収束するかもしれない、もしかしたら2年、3年、5年とかかるかもしれない。その中で正解がない対策に飯塚市の市長を中心としてやられているわけです。ただやはり市民にとっては、やはり頼るところが、職がなくなり、家庭に収入が減れば、やはりそのいろんな支援金等々に頼らざるを得ないというのも確かです。自分が中学のときの今の市長は先生でした。そのときのエネルギーな気持ちを持って、今後のコロナ対策に最後、意気込みを語ってもらって、終わりたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（上野伸五）

市長。

○市長（片峯 誠）

困りましたが、市民のために、今、何をしなければならないか。そして、積極的に何かできる自分でありたいという熱い気持ちは、当時の根底と変わっていないつもりでございます。今、質問者おっしゃいますとおり、財政調整基金を取り崩してでも対応するという意思決定を、皆さん方ともどもにさせていただきました。その後、国からの支援策、県からの支援策がありまして、想定していたよりも総合的に取り組むことができる、かつ部分的には市の支援金の補助的なものとしても使うことができるようなことができてきましたので、これからの経済回復の支援策、それから第2波、第3波へのさまざまな備えとして、今現在、財政課のほうには、税収が20%減少したというシミュレーションのもとで、再度、基金の残高調整、そしてどれだけコロナ対策に投与できるかということを再試算いただいているところでございます。お金がない、そして厳しいというのは、私どもの言いわけにすぎず、市民生活の困り感、そして必要感に寄り添って対応ができる飯塚市、そして飯塚市役所でありたいと思っております。今後ともいろんな情報を皆さん方からお寄せいただきますよう、よろしくお申し上げます。

○議長（上野伸五）

17番 福永隆一議員。

○17番（福永隆一）

どうも、ありがとうございます。やはり、このコロナで今沈んでいる飯塚を、1日でも早く復活させるためにも、ワンチームでやらなきゃいけないと思っていますので、どうぞよろしくお願ひします。これで終わります。

○議長（上野伸五）

本日は議事の都合により、一般質問をこれにて打ち切り、明6月19日に一般質問をいたしたいと思っておりますので、ご了承願ひします。

以上をもちまして、本日の議事日程を終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後 1時25分 散会

◎ 出席及び欠席議員

(出席議員 28名)

1番	上野伸五	15番	田中裕二
2番	坂平末雄	16番	吉松信之
3番	光根正宣	17番	福永隆一
4番	奥山亮一	18番	吉田健一
5番	土居幸則	19番	田中博文
6番	兼本芳雄	20番	鯉川信二
7番	金子加代	21番	城丸秀高
8番	川上直喜	22番	松延隆俊
9番	永末雄大	23番	瀬戸光
10番	深町善文	24番	平山悟
11番	田中武春	25番	古本俊克
12番	江口徹	26番	佐藤清和
13番	小幡俊之	27番	道祖満
14番	守光博正	28番	秀村長利

◎ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 石松美久

議会事務局次長 許斐博史

議事総務係長 淵上憲隆

書記 安藤良

議事調査係長 岩熊一昌

書記 伊藤拓也

書記 今住武史

◎ 説明のため出席した者

市長 片峯誠

都市建設部次長 中村洋一

副市長 梶原善充

企業局次長 本井淳志

教育長 武井政一

企業管理者 石田慎二

総務部長 久世賢治

行政経営部長 久原美保

都市施設整備推進室長 山本雅之

市民協働部長 久家勝行

市民環境部長 永岡秀作

経済部長 長谷川司

福祉部長 實藤和也

都市建設部長 堀江勝美

教育部長 二石記人

企業局長 原田一隆

公営競技事業所長 浅川亮一

福祉部次長 渡部淳二

